



1. 出産応援給付金（妊娠時の給付5万円）

給付を受ける方

妊娠届を提出する**妊婦の方**

申請方法

市の保健師による面談の際に、申請書をお渡しします。その場で申請書をご記入いただくか、または、申請書を後日（なるべくお早め）に郵送してください。

※**出産後は原則受け付けません。**

ただし、やむを得ない事情により申請できなかった場合は健康増進課までお問い合わせください。

給付（振込）

申請を受理してから約2カ月後に、**口座へ給付金（5万円）を振り込み**ます。

2. 子育て応援給付金（出産後の給付5万円※）※多胎児（双子）の場合は10万円

給付を受ける方

出生した**乳児（赤ちゃん）を養育する方**※ ※ 原則は乳児と同居する**母または父**

申請方法

出産してから約2カ月後に、市の「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問員がご自宅を訪問して申請書をお渡しします。その場で申請書をご記入ください。

給付（振込）

申請を受理してから約2カ月後に、**口座へ給付金（5万円）を振り込み**ます。

（お問合せ先）**出産・子育て応援給付金**について

（お問合せ先）**妊娠・出産・育児に関する困りごと**など

尼崎市 保健所 **健康増進課**

電話：06-6480-8361

FAX：06-4869-3049

出産・子育て応援給付金の詳しい情報は、尼崎市公式ホームページでご確認ください。



尼崎市公式ホームページ
～出産・子育て応援給付金～

○ JR神戸線より北部にお住まいの方
北部保健福祉センター **北部地域保健課**
電話：06-4950-0637 FAX：06-6428-5110

○ JR神戸線より南部にお住まいの方
南部保健福祉センター **南部地域保健課**
電話：06-6415-6342 FAX：06-6430-6850

北部・南部地域保健課（母子健康包括支援センター）では1人ひとりの**妊娠・出産・育児に関する不安や困りごと**などに寄り添う相談支援を行っています。



よくあるご質問

1. 妊娠届出後や出産後の転居について

○ 妊娠届出後に転入出した（する）場合、出産応援給付金はどうなりますか？

令和5年1月以降に妊娠届を提出し、その後まもなく転入出する場合は、転出元か転出先の市区町村のどちらか※で妊娠時の給付を受け取ることができます。（尼崎市では妊娠届の提出時にあわせて面談を実施しますので、その場で給付の申請先の希望を確認します。）

○ 出産後に転入出した（する）場合、子育て応援給付金はどうなりますか？

令和5年1月以降に出産し、転出元の市区町村の面談を受ける前に転入出する場合は、転出先で出産後の給付を受け取ることができます。面談後まもなく転入出する場合は、転出元か転出先の市区町村のどちらか※で出産後の給付を受け取ることができます。（尼崎市ではおおむね出産2か月後に面談を実施しますので、その場で給付の申請先の希望を確認します。）

※ 妊娠届の提出後、出産後のどちらの給付についても、**同一の理由による給付について、複数の市区町村から二重に受けることはできません**。また、尼崎市では、現金の給付を行いますが、クーポン等による給付を実施している市区町村もあります。

2. 申請について

○ 出産応援給付金の申請書は妊婦本人でなければ記入できませんか？

出産応援給付金（妊娠時の給付金）を申請できるのは、妊婦本人のみです。申請書の本人署名欄は必ず妊婦ご本人がご記入願います。（里帰り出産等で、妊婦が一時的に自宅以外の場所に滞在している場合は、お手数ですが、申請書とアンケートを滞在先に送付願います。）

○ 申請書を面談ではなく、郵送で受け取ることができますか？

令和5年1月以降に妊娠届を提出、また、出産する場合は、原則は面談にて申請書をお渡しします。（里帰り出産等により、市の保健師等による面談を受けることが難しい場合は、お住まいの地域に応じて、表面の北部地域保健課、または、南部地域保健課へご相談ください。）

3. 給付金の受け取りについて

○ 申請する際に指定する銀行口座は、給付金の対象者本人の名義に限定されますか？

給付金の受け取り口座は、基本的には、給付金の対象者ご本人の銀行口座を指定いただくこととなりますが、銀行口座をお持ちでない場合は、同じ世帯に居住する親族の口座を指定することができます。（その場合は、委任欄の記入が必要です。）

○ 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

申請を受理してから、申請書の口座情報等の記入に不備がなければ、約2か月後に給付金が振り込まれます。